

平成 27 年 9 月 28 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

御成小学校旧講堂と旧図書館に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

御成小学校旧講堂と旧図書館

2 質問の要旨

1. 平成 27 年 6 月定例会に於いて添付した別紙が陳情者から我々教育こどもみらい常任委員会委員に配布されているが、具体的に大臣政務官 衆議院議員を称する者から松尾市長や鎌倉市に対して別紙記載のような働きかけがあったのは事実か。
2. 事実であれば、その具体的内容と日時は何か。
3. 別紙に記載される内容を受けて鎌倉市の方針に影響は及ぶのか。
4. 御成小学校旧講堂と旧図書館は其々国の文化財的価値を有しているのか。

3 答弁を求める者

市長、文化財部長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 30 日まで) ・ 無

(理由：教育こどもみらい常任委員会に於ける質問や総務常任委員会で番外質問を検討している為。)

様

御成町の御成小学校講堂及び市立図書館について

日頃より、鎌倉の文化財の保存に御理解をいただきまして、ありがとうございます。

御指摘の標記2建物の保全活用についてですが、同建物を国の文化財とすることにより、保全活用のための修理費や管理費の予算を国から確保したいと考えております。

ただし、現在の制度上、国の文化財への申請は鎌倉市から出していただく必要があります。また、国から修理費や管理費を補助する場合には、鎌倉市からも同額の修理費や管理費を支出していただく必要があります（すなわち、国の補助率は50%ということになります。逆に考えれば、市が一定額を負担すれば、国の補助を合わせて、市は負担額の2倍の事業を実施できるということになります。）。

そのため、まずは鎌倉市の御判断が重要となりますので、上記のことを松尾市長や鎌倉市にお伝えし、国の文化財への申請について御検討いただいております。

今後とも、鎌倉の文化・文化財の保存に尽力してまいりますので、御支援・御理解をよろしくお願いいたします。

平成 27 年 5 月 29 日
文部科学大臣政務官
復興大臣政務官
衆議院議員
山本ともひろ